参考資料　2

甲賀市・湖南市「第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画」策定に係る提言内容（概要版）

No.	部会・検討会等名	提言内容のポイント（要約）
1	精神障害者部会	【医療連携・普及啓発・「にも包括」の推進】 ・病状悪化の早期発見や予防的支援のため、本人・家族・支援者間で状態を可視化・共有できるツール（クライシスプラン）が活用できる地域づくりを行うこと。 ・偏見解消に向けた地域特性に応じた普及啓発や、当事者の居場所・社会参加の場づくりを通じ、地域生活を見守り支える人材（こころのサポーター等）を増やすこと。 ・地域移行やピアサポーター養成をはじめ、医療・福祉・地域住民等が一体となって支える精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の構築を推進すること。
2	進路調整部会	【行動点数が高い方の進路保障と課題解決の計画化】 ・定員超過や送迎課題等により希望する進路選択ができない現状を改善するため、生活介護等の受入確保や人材不足の解消を具体的に進め圏域外への利用調整を減らすこと。 ・定員超過や送迎などの課題に対し、施設整備を含めた具体的かつ計画的な取り組みを計画内に明確に示すこと。 ・負荷が大きい就労選択支援事業所の拡充・調整を行い、本人の能力に応じた適切な進路選択の幅を広げること。
3	重心対策部会	【介護者負担軽減・各種基盤の整備】 ・未就学期からの早期相談介入（医療的ケア児等コーディネーターの配置・専門性の発揮）と、福祉サービス情報の確実な周知を行うこと。 ・身近な児童発達支援での看護師配置強化、医療型短期入所・レスパイト受け入れの働きかけ、通院時の移動負担軽減（通院等乗降介助の拡充等）、成人期の通所後・休日における日中一時支援の拡充を実施すること。 ・負担感が非常に高い「入浴介護」に対し、介護用具導入・住宅改修への新たな助成、訪問入浴回数の見直しなど柔軟な施策を反映すること。 ・現実的な「災害時個別避難計画」の策定と避難訓練の実施、および重心特化型グループホームの必要性・ニーズの実態把握と検証を行うこと。
4	発達支援部会	【日々の連携強化と家族支援の充実】 ・移行期（引継ぎ）のみならず、生涯を通じた視点に基づき、日々の機関間連携や定期的なケース会議など他機関連携をさらに充実させること。 ・ペアレントメンターや各種プログラムなどの取り組みを通じ、保護者が早期から特性を理解して相談できる家族支援の仕組み・地域づくりを整備すること。
5	就労支援部会	【就労支援体制の再構築と環境整備】 ・不足している就労移行支援事業所および就労選択支援事業所の確保・誘致を進めること。 ・計画相談事業所の増加や相談支援専門員の育成を進め、セルフプランに依存せず本人の希望や適性に沿った企業就労への道を明確にすること。 ・グレーゾーンを含む発達・精神障害者や手帳未取得者への早期相談窓口の設置、通勤用の交通手段（バス増便・タクシー導入・送迎連携）の確保を行うこと。 ・企業向けの合理的配慮研修や特性理解研修を強化し、職場の定着と働き続けられる環境づくりを推進すること。
6	相談支援事業 ネットワーク部会	【相談支援体制の持続可能性確保と基盤強化】 ・圏域独自の人材育成制度や「複数事業所による協働体制」を標準モデルとして位置づけ、事業所の安定・支援の質を高めること。 ・市と基幹相談支援センター主導のもと、ケース移管のルール策定や「望まないセルフプラン」利用者へのマネジメントの標準化を行い、計画相談への移行を支える仕組みを明記すること。 ・権利擁護ニーズ対応のため受任者受け皿（市民後見人・法人後見）を拡充し、専門機関（ばんじー等）との連携スキームを構築すること。 ・事務負担軽減と意思決定支援の時間を確保するため、ICT・AI技術の活用に向けたデジタルインフラ投資を進めること。

7	居住部会	【重度・高齢化対応の住まい確保と在宅生活支援】 ・強度行動障害（夜間専門支援の独自加算、防音等環境整備補助）、身体障害（バリアフリー物件確保）、医療的ケア・看取り（加算創設）、老朽化・災害対策（施設改修支援）など、地域で暮らし続けられる住まいの確保を位置づけること。 ・家族の高齢化や8050問題に備え、リスク世帯の事前把握・事前登録・体験利用・緊急対応計画の作成を進め、受入事業所への財政・人員支援を行うこと。 ・「本人の意思決定支援」を前提とした地域移行を推進し、一人暮らしへの移行など幅広い視点でのステップアップや環境整備を行うこと。
8	高次脳機能障害 連絡調整会議	【分野協働の強化と居場所・日中活動の場の整備】 ・介護支援専門員と相談支援専門員が制度の枠を超えて連携する体制を構築し、生活安定と家族負担軽減を図ること。 ・アンケート等で把握した支援実態や連携に関するニーズを反映し、専門職や医療機関が円滑に情報共有できる仕組み・支援の標準化を検討すること。 ・狭間に置かれやすい中等度の対象者等に向け、医療・介護・障害の各分野と行政が連携して居場所や日中活動の場など具体的な地域資源整備の方針を示すこと。
9	子どもの支援 連絡会	【切れ目のない支援と専門的受け皿・基盤の強化】 ・共通ツール（ここあいパスポート等）の運用体制を整備し、未就学期から成人期まで途切れない支援情報を引き継ぐ仕組みを構築すること。 ・児童発達支援センターのスーパーバイザー機能を強化し、地域全体の支援力向上を図ること。 ・長期休暇中や重度・医療的ケア・強度行動障害児などの受入不足を改善するため、事業所の受け皿確保と相談支援体制（セルフプラン対策）を充実させること。 ・中高生期の進路・就労体験機会の拡充、合同就職フェア活用等による人材確保・育成、通訳職員のフォローなど外国人家庭への支援体制を整備すること。
10	地域生活支援拠点 等事業運営委員会	【緊急及び体験に関する受入体制の適正評価と専門的支援・人材育成の事業化】 ・グループホーム等の空き室を緊急受入や体験に提供した場合、人的支援だけでなく「場所」に対する評価を行い、事業所のインセンティブを高めること。 ・強度行動障害や医療的ケア児・者を受け止める事業所に対し、市独自の設備整備支援や専門的アセスメント機能を強化すること。 ・公営住宅や空き家の活用など住宅担当部局・民間不動産業者等と連携した居住サポートや、事前体験（予防的支援）の普及・実施を行うこと。 ・若手職員・学生向けの人材育成プロジェクトを両市共同の継続事業として位置づけ、福祉人材の確保・育成を進めること。
11	行動障がい支援 検討会	【早期介入・コンサルテーション体制と受入環境整備】 ・行動障害化を防ぐため、学齢期より行政・教育・福祉が一体となった定期的なモニタリングや早期支援介入を行うこと。 ・適切なアセスメントや支援ができるよう、身近で継続的な専門コンサルテーション体制の検討や実践的研修を開催し、人材を育成すること。 ・強度行動障害がある方の受入促進のため、刺激の少ない物理的環境の整備等に対する財政面での支援を行うこと。 ・短期入所や緊急時の対応において、刺激の少ない居室の提供や行動援護を組み合わせた柔軟な運用など、制度の枠を超えた対応を認めること。